

埼玉県県営住宅費用負担区分要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県県営住宅条例（昭和34年埼玉県条例第42号）第23条に規定する入居者（独立行政法人都市再生機構が所有し又は管理する住宅で、埼玉県が公営住宅法その他関係法令等の規定に基づき県営住宅として提供する住宅の入居者を除く。）の費用負担を明らかにするため、必要な事項を定めるものとする。

(入居者費用負担)

第2条 入居者の費用負担の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 電気、ガス、水道及び下水道等個人の契約により生じた基本料金若しくは使用料金
- 二 汚物、し尿及び塵芥の処理に要する費用
- 三 給排水施設の維持に要する費用
 - イ 水洗便所のボールタップ、フラッシュバルブの修理若しくはゴムフロート、ペーパーホルダー及びパッキン類の取替
 - ロ 衛生陶器の修理
 - ハ 単水栓類、弁類の修理及びパッキン類の取替
 - ニ 給湯器及び風呂釜の外部部品の修理
 - ホ 追い炊き管及び給湯関係フィルターの修理
 - ヘ 給湯用リモコンスイッチの修理
 - ト シャワーハンガーの修理
 - チ 浴槽のゴム栓、玉鎖及びパッキンの取替
 - リ 排水口（浴室、洗濯台）目皿及びゴム栓の取替
- 四 軽微な修理及び取替えに要する費用
 - イ 畳の表替え
 - ロ サッシュ窓、扉及び引戸等のガラスの破損に伴う取替
 - ハ 窓のパテ、ビート及び網戸の網等の破損に伴う取替
 - ニ ネジ鍵、横ざし鍵、クレセント鍵、及び蝶番の修理若しくは取替
 - ホ シリンダー錠、箱錠、浴室・便所の施錠、トップラッチ錠及び窓用クレセント錠
 - ヘ 襖（両面、片面、天袋、片開き）及び障子の張替え
 - ト 台所流し台、洗面台、引出し及び戸棚の修理
 - チ 下駄箱、扉、棚、取手類、郵便受箱扉及び取手鉄板類の修理

リ 窓内側付カーテンレールの修理

五 付帯施設の構造上重要でない部分の修理に要する費用

イ 照明器具、スイッチ、コンセント、室内端子（ＴＶ、アース等）、ローゼット、チャイム及びインターホン類の修理

ロ 電球、管球、グローランプ及びヒューズの取替

ハ 台所・浴室等の換気扇、フードの修理及びフィルターの取替

ニ 汲取り便所ベンチレーター換気扇の修理

ホ 台所・浴室等のガス栓の修理

ヘ ガスホースの取替

ト ベランダ仕切板（避難に使用した場合を除く）の修理取替

チ 庭部物干用具（簡平、簡二住宅）、ベランダ用物干金物（中層、高層住宅）の修理

六 住戸内の害虫の駆除に要する費用

七 住戸内の污水管（便器を含む）、雑排水管（浴室並びに台所等）の清掃に要する費用。ただし、共用排水管と共に自治会で清掃を実施する場合を除く。

（自治会費用負担）

第3条 自治会の費用負担の範囲は次に掲げるとおりとする。

一 共用施設の電気基本料金及び使用料金

二 屋外散水栓、集会室並びに污水处理施設等の上下水道基本料金及び使用料金

三 集会室のガス基本料金及び使用料金

四 屋外散水栓及び集会室、污水处理施設等の水栓並びに弁類の修理

五 前記水栓・弁類のパッキン取替

六 集会室等の衛生器具のボールタップ、フラッシュバルブ及び便蓋の修理

七 前記のパッキン類、ゴムフロート及びペーパーホルダーの取替

八 集会室のガス栓の修理

九 集会室の換気扇の修理

十 共用部分の照明器具、コンセント、スイッチ、室内端子及びローゼットの修理

十一 共用部分の電球、管球、グローランプ及びヒューズの取替

十二 エレベーターの押しボタン及び表示球の取替

十三 共用排水管の清掃（第1桝まで）

十四 浄化槽又は污水处理施設の保守管理契約に伴う県契約以外の費用

十五 芝生の整備

十六 害虫駆除（害虫発生時に県が行う樹木の剪定等による害虫駆除を除く）

（定めのない事項）

第4条 この要綱において定めのない事項についても、入居者の故意若しくは過失を原因とする破損、信義則上それと同視すべき破損、習慣上入居者負担と認められる事項又は知事が適当と認めた事項は入居者負担とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県県営住宅入居者の費用負担に関する基準（昭和54年6月1日適用）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

各住戸室内における入居者費用負担の内容

費用の種類	施設等の種類	負担の区分	備考
1 電気料金		使用料及び基本料	
2 電気器具の消耗品	蛍光管、電球、グローランプ、コード類、笠、グローブ、スイッチ、ヒューズ、ソケット、コンセント、テレビ室内の端子、インターホン	修理又は取替費用	入居後 3 ヶ月以内で居住者が破損又は紛失しない場合は県負担
3 水道料金		使用料及び基本料	
4 水道施設の器具類	水栓、パッキン	修理及び取替費用	上記 2 に同じ
5 衛生設備の器具類	タンク用部品（パッキン、ゴムフロート）、便座ネジ、ペーパーホルダー、排水レバー、タンク、便座、洗面台の排水トラップ	修理又は取替費用	上記 2 に同じ ただし、金属製の排水トラップの経年変化による水漏れ修理については県負担
6 排水施設の清掃等	汚水管（便所）、雑排水管（浴室、台所等）の詰まりの清掃	清掃費用	配管が地盤沈下による切損又はわん曲した場合は県負担
7 ガス料金		使用料	
8 ガス施設の器具類	ガス栓、ガスホース	修理又は取替費用	上記 2 に同じ
9 窓ガラス等	サッシ窓、扉、引戸等のガラス部分、パテ、ビート、網戸の網	取替費用	上記 2 に同じ
10 換気扇	換気扇、換気扇付属フィルター・フード	修理又は取替費用（ダクト式換気扇の取替は県負担）	上記 2 に同じ
11 鍵及び蝶番	鍵、クレセント鍵、扉等の蝶番	修理又は取替費用	上記 2 に同じ ただし、経年変化による自然損耗が明かな場合には県の負担

12 錠	錠、クレセント錠	修理又は取替費用	上記2に同じ ただし、経年変化による自然損耗が明かな場合には県の負担
13 畳	畳	表替え費用	上記2に同じ
14 襖及び障子	襖、障子	張替費用	上記2に同じ
15 台所等の器具類	流し台、洗面所、浴室及び洗濯パンの目皿、ワントラップ、扉引出、戸棚、ゴム栓等	修理又は取替費用	上記2に同じ
16 下駄箱及び郵便受け箱	下駄箱の扉、棚、取手類、郵便受け箱の扉、取手類	修理費用	上記2に同じ
17 カーテンレール	カーテンレール	修理又は取替費用	上記2に同じ
18 壁	浴室・台所・便所・居室の床・壁・天井の仕上材	塗装、クロス張替、清掃費用	
19 汲取便所	臭突、汲取口の蓋、ベンチレーター換気扇、その他付属品	修理又は取替費用	上記2に同じ
20 庭等	庭の整地（退去の場合は穴の埋戻し）、除草、生垣の手入れ	修理等費用	
21 物干用具	ベランダ天井物干金具 (中耐、高耐) 庭物干用具 (簡平、簡二)	修理費用	上記2に同じ
22 害虫駆除等	ノミ、シラミ、ダニ類、南京虫、ねずみ、ゴキブリ、食糧害虫類	駆除等費用	
23 仕切板	ベランダ仕切板	修理又は取替費用	上記2に同じ 天災地変、火災等の緊急避難時に破損又は切損した場合は県負担
24 給湯器及び風呂釜等	給湯器・釜の外部部品（コック、パッキン等）、追い炊き管及び給湯関係フィルター、給湯用リモコンスイッチ、浴槽のゴム栓、玉鎖等	修理又は取替費用	上記2に同じ
25 その他	汚物及びゴミ処理	清掃等費用	

別表 2 (第 3 条関係)

自治会費用の負担の内容 (共益費)

費用の種類	共用施設又は負担の内容
1 電気料金	街路灯、階段灯、プレイヤードルーム、集会室電灯並びに給水施設、汚水処理施設、排水施設、エレベーター施設等の電灯及び動力の電気の基本料、使用料
2 電気器具の消耗品	上記 1 の電球、蛍光管、グローランプ、コード笠、スイッチ、ソケット、ヒューズ、水銀灯設備のトランス、室内端子、自動点滅機等の修理又は取替
3 水道料	屋外散水栓、集会所、汚水処理施設等の水道施設の基本料、使用料
4 水道施設の消耗品	上記 3 の給水栓及びパッキン等の修理又は取替費用
5 排水施設の消耗品	集会所便所、プレイヤードルーム便所のタンク、便座の修理及びタンク内のパッキン、ゴムフロート、ボールタップ、排水レバー、便座ネジ、ペーパーホルダーの修理又は取替費用
6 排水施設の維持等	浄化槽、汚水処理施設の保守管理契約に伴う県契約以外の費用、ゴミ処理及び消毒に要する費用
7 エレベーターの保守	押しボタン及び表示球の取替費用
8 ガス料金等	集会所のガス使用料、ガス栓の修理又は取替費用
9 芝生、害虫の駆除	芝生の整備、害虫駆除に要する費用
10 その他	集会所の換気扇の修理又は取替費用 その他、自治会で設置したものの修理又は取替費用